

「高齢者施設の災害対策支援業務委託に係る提案競技」
に関する質問と回答

令和8年4月30日

項番	質問		回答
	項目	内容	
1	本事業における点検施設の範囲について	仕様書の1件名では「高齢者施設の災害対策支援業務委託」となっていますが、2概要では「市内全要配慮者利用施設を対象」と記載されています。本事業における全要配慮者利用施設の範囲をご教示いただけますでしょうか。（例えば国土交通省のHPでは要配慮者利用施設として、「社会福祉施設」「学校」「医療施設」が示されています）	本事業における要配慮者利用施設とは、「社会福祉施設」のうち、市内の高齢者施設を対象としております。ここでいう高齢者施設とは、介護保険法および老人福祉法に位置付けられる施設系サービス、在宅系サービス、有料老人ホーム等を指します。
2	本事業における点検施設の範囲について	水防法等においては市町村地域防災計画で浸水想定区域等に所在する施設に避難確保計画を作成することが義務付けられていますが、本事業の点検対象施設もこれに準じるという理解でよろしいでしょうか。あるいは浸水想定区域等に所在するか否かに関わらず全ての要配慮者利用施設を点検対象とするのでしょうか。	本事業の点検対象施設は、市内のハザードマップ区域内に立地する高齢者施設となります。
3	本事業における点検施設の範囲について	本事業における避難確保計画点検対象施設の総数をご教示いただけますでしょうか。	本事業における避難確保計画点検対象の総数は、約900施設となっております。これらの施設について、2年間をかけて点検を実施する計画としており、令和8年度においては、半数にあたる約450施設を対象とする予定です。